

令和2年8月13日

教育実習生各位

学 長

### 教育実習における新型コロナウイルス感染対策に係る諸注意〔第3報〕

本年度の教育実習に臨む皆さんにおかれましては、日々、準備と体調管理に努めておられることと  
思います。

さて、一昨日、文部科学省より「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について  
(通知)」(以下、「8月11日付け通知」という)が発出されたことにつき、学内で検討した結果をお知  
らせします。

まず、去る5月1日付けで同省より発出された「令和2年度における教育実習の実施期間の弾力化  
について(通知)」を受け、本学附属学校園での教育実習期間は、通常 $\frac{3}{2}$ に縮小して実施し、  
残りの $\frac{3}{1}$ については、大学や附属学校園の協力のもと、「学校教育の実際を体験的、総合的に理  
解できるような実習・演習等」として実施することとしています。附属学校園以外については、当該学  
校の指示により期間を定めております。

「8月11日付け通知」の趣旨は、それでもなお、新型コロナウイルス感染症の影響で、これらを受  
講できなかつたり、当初の受入先の学校の代替となる学校が確保できなかつたりすることで、教育実  
習の単位の修得が困難になった場合の特例措置として、「課程認定を受けた教育実習以外の科目(各教  
科の指導法や特別支援、教育課程の編成方法、生徒指導等の座学の科目)」で代替を可能にする、とい  
うことです。これについて、一部報道等から、「教育実習は行わなくてもよい」といった理解がされて  
いる現実があるようですが、この通知は、上記の場合の「特例的な取扱い」であることを理解してくだ  
さい。

本学附属学校園においては、教育実習の重要性に鑑み、子供や教職員、そして皆さんの安心・安全の  
ために万全の感染防止策を講じ、皆さんを受け入れる体制を築いてくれています。附属学校園以外に  
おいても同様です。いずれにおいても、今後、感染拡大の状況により、変更はあるかもしれませんが、  
現時点では予定通りに実施しますので、各学校園が教師を目指す皆さんに寄せる期待と配慮に応える  
べく、これまでに発出した留意事項を遵守して臨んでいただきたいと思います。

その上で、この通知で代替措置が示されたことにより、「自分が感染して欠席したらどうなるのか」  
「実習そのものが中止になったらどうなるのか」という皆さんの心配は払拭されることとなります。  
また、新型コロナウイルスの感染に関わらず、当日の体温や体調不良により欠席する場合も、欠席扱い  
にはなりませんし、それによる成績評価への影響はありません。欠席した場合の代替は、「8月11日  
付け通知」も参考に、後日指示いたします。

なお、重ねて以下をお伝えします。

万が一、実習生が感染・発症したとしても、そのことに対して当該学生が責められるべきものではあ  
りません。また、事前指導で健康管理の徹底を促しましたが、同じように、受け入れ校においても教職  
員や子供に対してその徹底を図っておられます。

附属学校園に通う交通機関内での感染防止については、交通機関内での接触（つり革や手すり等）にリスクがありますので、配布する携帯用のアルコールを用いて、下車後に手指の消毒をお願いします（第2報に掲載）。附属学校園以外においては、その学校園からの指示に従ってください。また、実習前と実習中のアルバイトやその他の留意事項についても、第2報の指示に従ってください。

以上を理解され、有意義な教育実習になることを期待します。

以上